

保育料、学校給食費等の滞納をみんなで無くしましょう！

胎内市こども支援課長

胎内市学校教育課長

市では、保育料や学校給食費などの子どもの養育にかかる費用について、それぞれの担当課から保護者の皆様に請求して納入いただいておりますが、ごく一部の方々の滞納がしばしば見受けられる状況が続いています。

やむを得ない場合、あるいは、ついうっかり納入を忘れてしまったような場合を除いて、滞納は許されません。きちんと納入されている方々との公平性も失われてしまいます。

このようなことも踏まえ、市では、法に基づき平成26年2月から滞納があった場合には、申出により児童手当から直接滞納額を徴収させていただくことといたします。

保護者の皆様におかれては、保育や給食などが円滑に行われるために、養育にかかる費用負担が確実にされる必要があることをご理解いただき、別紙による徴収の申出書を提出くださるようお願いいたします。

【問い合わせ】

○児童手当及び保育料に関すること

：胎内市こども支援課こども支援係 電話43-6111（内線1136、1137）

[以下、黒川庁舎]

○学校給食費に関すること

：胎内市教育委員会 学校教育課庶務係 電話43-6111（内線2317）

○なかよしクラブ利用負担金に関すること

：胎内市教育委員会 学校教育課学校教育係 電話43-6111（内線2311）

申出書「氏名」欄の記入例・注意点

氏 名（児童手当の受給者）

胎内 一郎



児童手当が振り込まれている保護者
(口座名義人)の氏名を記載し、認印
を押印してください。

児童手当からの学校給食費等の申出徴収の実施について

1 制度概要

児童手当（特例給付を含む）受給者が、保育料、学校給食費、諸校費、なかよしクラブ利用負担金を滞納している場合に、それらの費用に児童手当を充てる旨の申出をしていただくことにより、児童手当から徴収を実施する制度です。

2 申出徴収の対象となる費用

徴収の対象となる費用は以下のとおりです。

申出徴収対象費
保育料
学校給食費・諸校費
なかよしクラブ利用負担金

←徴収の対象となる費用を重複して滞納している場合は、市で充当先を決定し、支払いに充てます。

3 申出徴収の範囲について

申出徴収は、支給される児童手当の全ての額を滞納している費用に充てることができます。

第1子（小学生）の児童手当だけでなく、第2子（3歳未満・保育園児）分も滞納費用に充てることができます。

4 申出徴収の具体例

児童手当月額

第1子（小学生）	: 10,000 円
第2子（保育園児）	: 15,000 円

滞納費用の額

学校給食費	: 90,000 円
保育料	: 30,000 円

2月支払期児童手当総額
第1子：40,000 円（4か月）
第2子：60,000 円（4か月）
合計：100,000 円

滞納額総額
学校給食費：90,000 円
保育料：30,000 円

申出徴収額
学校給食費：90,000 円
保育料：10,000 円
児童手当支給額：0 円
合計：100,000 円

申出徴収
を実施

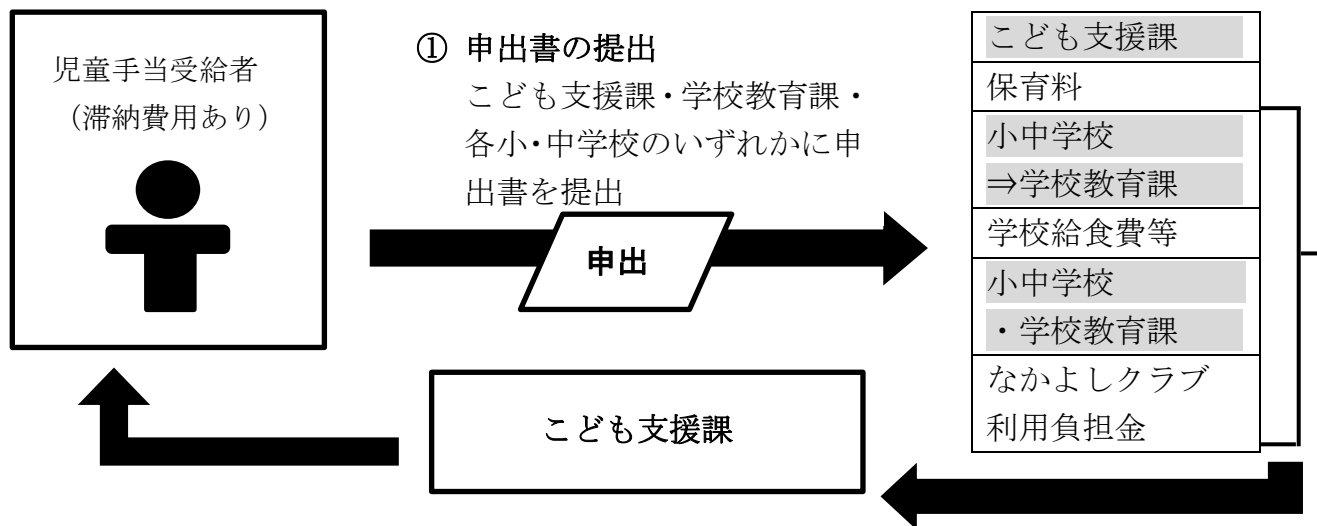
※残りの滞納費用額について

2月支払期で徴収できなかった保育料滞納額「残額20,000円」については、次の6月支払期で徴収することとなります。費用の滞納がなくなった時点で徴収は終了します。

5 申出徴収の手続き方法

児童手当からの申出徴収は、受給者本人の申出（児童手当を滞納費用に充てる旨の申出）により実施可能な制度です。費用を滞納することがない限り、通常どおり児童手当が支給されますので、申出書の提出にご協力ください。

※徴収までの流れ



③ 児童手当の支給・徴収
児童手当から滞納費用分を差し引いて支給

② 申出徴収実施の依頼
学校教育課が徴収の実施適否について判断し、実施する場合にこども支援課へ依頼

児童手当受給者の皆様へ

保育料・学校給食費等を納期限内に納付している保護者との負担の公平性を確保するため、申出徴収を実施します。

児童手当は「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する」ことを目的として支給される手当です。各費用について、期限内に納めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ】

胎内市役所 ☎43-6111

- ・ 保育料の納付相談 →こども支援課こども支援係：内線 1136
- ・ 学校給食費の納付相談→学校教育課庶務係：内線 2317
- ・ なかよしクラブ利用
負担金の納付相談→学校教育課学校教育係：内線 2311
- ・ 児童手当の支給等 →こども支援課こども支援係：内線 1137

※申出後、著しい経済的環境の変化により生活困窮となった場合で、申出徴収による支払いが困難になったときは、上記窓口までお早めにご相談ください。